

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第191号
平成29年7月19日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

独立行政法人水資源機構が行うあらゆる公共事業等からの暴力団排除の推進について(通達)

独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が発注する公共工事及び建設コンサルタント業務等からの暴力団排除の推進については、これまで関係府県警察本部と機構との合意に基づき運用していたところ、今般、警察庁と機構は、機構が行うあらゆる公共事業等(売買、賃貸借、請負その他全契約(当該契約に係る下請負契約、再委託契約等を含む。))からの暴力団排除を徹底するため、下記のとおり合意し、本日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 機構の概要

機構は、水資源開発促進法(昭和36年法律第217号。以下「法」という。)の規定による水資源開発基本計画に基づき、水の安定的な供給の確保を目的に設立された4省(国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省)の共管法人であり、法の規定により水資源開発水系に指定されている7水系の利水、治水を目的とするダム、河口堰、用水路等の施設の建設、管理等を行う。

機構の本社、機構の支社、局、本部の担当区域を管轄する管区警察局及び府県警察にあっては別添1のとおり。

2 警察庁と機構との合意事項

「独立行政法人水資源機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」(別添2)のとおり。

なお、本通達と並行して、機構技術管理室長から機構の支社、局、本部又は建設所等(以下「支社等」という。)の長に対し「独立行政法人水資源機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」(平成29年7月19日付け29技管第64号、29技契第228号)が発出されているので参考添付(別添3)する。

3 都道府県警察の対応

(1) 排除要請(合意書第5)

警視庁又は各道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課長(以下「暴力団対策

主管課長」という。)は、機構の入札、見積又は契約に係る事業者(以下「事業者」という。)について、暴力団関係業者として排除要請が必要と認める場合は、機構の技術管理室長に対して、文書(合意書別記様式第1号)により速やかに排除要請を行うこと。

なお、排除要請の対象となるのは、機構の入札参加資格を有する者(以下「有資格者」という。)に限らず、下請負人・再受託者のほか、当該契約の履行に関して締結されるすべての契約の相手方が含まれる点に留意すること。

(2) 照会及び回答(合意書第6)

機構の技術管理室長又は支社等の長は、有資格者であるか否かにかかわらず、入札、見積又は契約に関する事務の処理に当たり、事業者が暴力団関係業者に該当する者であるか否かを確認する必要があるときは、当該発注案件の属する区域を管轄する暴力団対策主管課長に対して、文書(合意書別記様式第2号及び3号)により照会を行うことから、照会を受けた暴力団対策主管課長は、速やかに調査の上、技術管理室長又は支社等の長に対し、文書(合意書別記様式第4号)により回答すること。

(3) 指名排除措置の取消し(合意書第7)

暴力団対策主管課長は、機構が指名排除措置を行った事業者について、廃業が確認されるなど、排除要請の取消しが必要と判断したときは、技術管理課長に対して、文書により速やかに取消通知を行うこと。

なお、当該通知の様式に定めはないことから、適宜の様式により通知すること。

(4) 通報報告制度への対応(合意書第8)

ア 不当介入の通報を受けた場合

暴力団対策主管課長は、事業者から不当介入の通報を受けた場合は、その内容に応じて、違法・不当行為に対する徹底した取締りを実施するなど、迅速かつ適切に対応するほか、技術管理室長に対して、その通報内容を文書(合意書別記様式第5号)により速やかに通知すること。

また、技術管理室長又は支社等の長が、事業者から不当介入の報告を受けたときは、その内容を文書(合意書別記様式第6号)により、速やかに暴力団対策主管課長に報告することから、適切に対応すること。

イ 警察への通報を怠ったと認められる場合

暴力団対策主管課長は、事業者が不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、技術管理室長に対して、文書(合意書別記様式第7号)により速やかに通知すること。

4 留意事項

(1) 保護対策の徹底

暴力団対策主管課長は、機構や事業者が、本合意書に基づく契約解除、通報報告、捜査協力、訴訟対応等を行う場合は、機構等と緊密に連携し、関係者の保護に万全を

期すこと。

(2) 旧合意書の取扱い

関係府県警察本部において、「独立行政法人水資源機構発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成18年4月5日付け警察庁丁暴発第24号）に基づき機構と合意書（以下この項において「旧合意書」という。）を締結している場合、本通達に基づく合意書（以下この項において「新合意書」という。）の運用開始をもって、新合意書に基づく運用に改めること。また、新合意書の運用開始の日より前に、旧合意書に基づいて行われた警察からの排除要請については、なおその効力を有するものとするが、新合意書の運用開始の日以後における指名排除措置の取消手続等の運用は、新合意書に基づいて行うこと。

別添1、別添3は省略

独立行政法人水資源機構が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する
合意書

警察庁丁暴発第190号
29技契第227号
平成29年7月19日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長 千代延 晃平

独立行政法人水資源機構
技術管理室長 小川 亘

警察庁と独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、機構が行う売買、賃貸借、請負その他の全契約（当該契約に係る下請契約、再委託契約等を含む。以下「公共事業等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、下記のことについて合意し、平成29年7月19日から運用を開始する。

なお、関係府県警察本部と機構との間で締結した「独立行政法人水資源機構が発注する建設工事等からの暴力団関係業者の排除に関する合意書」については、本合意書の運用開始をもって、本合意書に基づく運用に改めるものとする。

記

（指名排除措置）

第1 機構の理事長は、警察から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1。以下「暴力団関係業者」という。）として、当該者を公共事業等から排除することについての要請（以下「排除要請」という。）があった場合、当該排除要請がなされた者（以下「排除対象者」という。）が入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）であるときは、警察から排除要請の取消があるまで排除対象者を指名しない措置（以下「指名排除措置」という。）を講じるものとする。

（入札等無効の措置）

第2 機構の契約職及び分任契約職（以下「契約職等」という。）は、入札を行う場合にあっては入札に参加しようとする者、及び随意契約を行う場合にあっては契約の相手方となろうとする者（以下「入札等参加者」という。）が心得ておく事項を明示した資料（以下「競争契約入札心得」という。）において、「暴力団排除に関する誓約事

項」(別紙2)を示すとともに、入札等参加者は入札書又は見積書の提出をもって誓約事項に誓約したものとする旨を明らかにするものとする。

- 2 契約職等は、入札等参加者について、誓約違反の事実を認め得るのは、警察からの排除要請があった場合に限るものとし、警察から排除要請があった場合は、当該者の入札又は見積を無効とするものとする。

(契約解除)

第3 契約職等は、契約を行う場合は、暴力団関係業者を排除する条項(別紙3。ただし、契約の性質又は目的等により、適宜変更することができる。以下「暴力団排除条項」という。)を盛り込んだ契約書を用い、又はこれに準ずる措置を講じるものとする。

- 2 契約職等は、契約の相手方について、警察から排除要請があった場合は、速やかに契約を解除する手続を行うものとする。

(下請等からの排除)

第4 契約職等は、下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下同じ。)及び再受託者(再受託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。))並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。以下同じ。)について、警察から排除要請があった場合は、契約の相手方に対し、又は契約の相手方を通じて当該排除対象者との契約を解除するよう求めるものとする。

(排除要請の手続)

第5 警視庁又は各道府県警察本部の暴力団排除対策を主管する課長(以下「暴力団対策主管課長」という。)は、有資格者であるか否かにかかわらず、機構の入札、見積又は契約に関係する事業者について、暴力団関係業者として排除要請を必要と認める場合は、機構の技術管理室長(以下「技術管理室長」という。)に対し、速やかに文書(別記様式第1号)により排除要請を行うものとする。

- 2 技術管理室長は、前項の排除要請を受けたときは、理事長に対し、当該排除要請の写しを添付して報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告により指名排除措置を講じた場合は、当該有資格者に対し、警察からの排除要請を踏まえ、指名排除措置を行った旨通知するとともに、当該有資格者の商号又は氏名、所在地、代表者、措置年月日、措置の範囲、措置理由、その他必要な事項について、警察からの排除要請の写しとともに公表するものとする。

(照会・回答手続)

第6 技術管理室長又は機構の支社、局、本部又は建設所等(以下「支社等」という。)の長は、有資格者であるか否かにかかわらず、入札、見積又は契約に関する事務の処理に当たり、暴力団関係業者に該当する者であるか確認する必要があるときは、当該発注案件の属する区域を管轄する暴力団対策主管課長に対し、参考となる資料を添付

した文書（別記様式第2号及び第3号）により照会するものとする。

照会を行う場合は、CSV形式（エクセル、アクセス等の表計算、データベースソフトウェアで選択できる保存ファイル形式）により記録した電磁的記録媒体（CD-R等）により照会するものとする。

- 2 暴力団対策主管課長は、前項に規定する照会を受けたときは、速やかに調査の上、技術管理室長又は支社等の長に対し、文書（別記様式第4号）により回答するものとする。
- 3 暴力団対策主管課長からの暴力団関係業者に該当する旨の回答は、警察からの排除要請とみなす。
- 4 支社等の長は、第2項の回答により、照会の対象者が暴力団関係業者に該当する者であることが判明した場合は、技術管理室長に回答文書の写しを添付して通知するものとする。
- 5 第5第2項及び第3項の規定は、技術管理室長が前項の通知を受けた場合について準用する。

（指名排除措置の取消手続）

- 第7 暴力団対策主管課長は、排除対象者について、排除要請の取消を必要と判断したときは、技術管理室長に対し、速やかに文書により排除要請の取消通知を行うものとする。
- 2 第5第2項及び第3項の規定は、技術管理室長が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合において、「排除要請」とあるのを「排除要請の取消通知」と、「指名排除措置を行った」とあるのを「指名排除措置を取りやめる」と読み替えるものとする。

（不当介入を受けた場合の措置）

- 第8 契約職等は、契約の相手方に対し、自らが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係業者等（以下「暴力団員等」という。）による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを認知した場合において、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと並びに契約職等への報告を行うことを義務付けるものとする。
- 2 暴力団対策主管課長は、暴力団員等による不当介入の通報を受けたときは、その内容を文書（別記様式第5号）により、速やかに技術管理室長に通知するものとする。
- 3 技術管理室長又は支社等の長は、暴力団員等による不当介入の報告を受けたときは、その内容を文書（別記様式第6号）により、速やかに暴力団対策主管課長に通知するものとする。
- 4 暴力団対策主管課長は、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、文書（別記様式第7号）により、速やかに技術管理室長に通知するものとする。

(通報又は報告を怠った場合の措置)

第9 理事長は、契約の相手方が第8の規定に違反し、警察への通報又は発注者への報告を怠った事実が確認された場合は、情状により、指名停止措置又は文書による注意の喚起を行うものとする。

(保護措置等)

第10 暴力団対策主管課長は、本合意書に基づき、理事長、支社等の長又は契約職等が指名排除措置、契約解除、捜査協力、訴訟対応等を行う場合においては、技術管理室長、支社等の長又は契約職等と緊密に連携し、関係者の保護等万全の措置を講じるものとする。

2 機構は、排除対象者に関し警察の捜査等が行われるときは、捜査当局の求めに応じ協力するものとする。

(その他)

第11 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 本合意書の運用開始の日より前に入札等手続を開始した公共事業等について、本合意書の規定によりがたい場合は、従前の運用とすることを妨げない。

3 本合意書の運用開始の日より前に行われた警察からの排除要請については、既存合意書に基づくものとして、なおその効力を有するものとする。ただし、本合意書の運用開始の日以後における指名排除措置の取消手続等の運用は、本合意書の規定によるものとする。

以上

別記様式は省略

別紙 1

暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次に該当する者をいう。

法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に指定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該法人等。
 - (2) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等。
 - (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除条項（基本形）

（発注者の解除権）

第〇条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。